

佐賀県選挙管理委員会告示第三十一号

平成二十三年四月十日執行の佐賀県議会議員選挙における選挙運動に関する
支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
佐賀市	五、三二九、六〇〇円
唐津市・東松浦郡	五、四二四、九〇〇円
鳥栖市	五、三七八、六〇〇円
多久市	五、三八五、五〇〇円
伊万里市	五、一八六、三〇〇円
武雄市	五、六〇九、三〇〇円
鹿島市・藤津郡	五、二九二、二〇〇円
小城市	五、四二六、二〇〇円
嬉野市	五、八三七、八〇〇円
神崎市・神埼郡	五、五五一、三〇〇円
三養基郡	五、七一三、九〇〇円
西松浦郡	五、三三七、二〇〇円
杵島郡	五、三六一、七〇〇円